

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付要綱

令和8年3月31日 7森第776号

農林水産部長通知

(目的等)

第1条 この要綱は、激甚(じん)災害に伴い集落等に隣接する林地に発生し、又は拡大した林地の崩壊により発生する被害を防止するため林地崩壊防止事業(以下「防止事業」という。)を施行する市町(以下「事業主体」という。)に対し、予算の範囲内で県が林地崩壊防止事業補助金(以下「補助金」という。)を交付し、もって民生の安定を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 激甚(じん)災害 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚(じん)災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により同法第2章若しくは同法第5条に規定する措置を適用することを指定され、又は指定されることが確実である災害をいう。

(2) 林地 木竹が集団して生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地(主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。)をいう。

(3) 防止事業 激甚(じん)災害に伴い発生し、又は拡大した林地の崩壊で、2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあると認められるものに係る林地の保全上必要な施設の新設に関する事業のうち、1箇所の事業費が200万円以上のものであつて、次のいずれかに該当する事業をいう。

ア その年の1月1日から12月31日までに発生した防止事業の事業費の総額が300万円を超える市町が実施する事業

イ アの総額が前年度の標準税収入の10パーセントを超える市町が実施する事業

(事業の実施)

第3条 防止事業は、その年に発生した激甚(じん)災害ごとの事業の総量が、その激甚(じん)災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降、おおむね3年以内に完了することができるように実施するものとする。

(適用除外)

第4条 この要綱は、次に掲げる防止事業には適用しない。

- (1) 県が行なう治山事業（治山施設災害復旧事業を含む。）に附随して行なうもの
- (2) 鉱石、土石の採取、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくもので、その責任者の明らかかなもの
- (3) 崩壊土砂の排除のみに係るもの
- (4) 工事の費用に比して、その効果の著しく小さいもの

(補助額)

第5条 補助金の額は、防止事業に要する工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）の10分の7.5以内の額とする。

(事業計画書の提出)

第6条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、林地崩壊防止事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図（5万分の1の地図）
- (2) 平面見取図、縦断面図及び構造図
- (3) 事業実施箇所の写真
- (4) 土地使用承諾書（様式第2号）

(補助金交付の内示)

第7条 知事は、前条の書類の提出があつた場合は、これを審査し、相当と認めたときは、当該事業主体に対し、補助金交付の見込額を内示するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の内示を受けた事業主体は、林地崩壊防止事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第4号）
- (2) 収支予算書（様式第5号）
- (3) 別に定める実施設計書

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の書類を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めたときは、必要な条件を附して補助金の交付決定の指令書を交付するものとする。

(実施計画変更の申請)

第10条 前条の補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業主体」という。）は、防止事業の実施計画に重要な変更を加えようとするときは、林地崩壊防止事業実施計画変更承認申請書（様式第6号）に当該変更に係る第8条第1号から第3号までに規定する書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の書類を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めたときは、変更の承認をするものとする。

（着工届）

第11条 補助事業主体は、防止事業に着手したときは、直ちに工事着工届（様式第7号）工事請負契約書、入札執行表及び工事工程表の写し並びに着工前の全体写真を添えて知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業主体は、事業実施計画書を提出した後、防止事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに理由を附して知事に届け出なければならない。

（完成届）

第13条 補助事業主体は、防止事業が完成したときは、直ちに完成届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 完成調書（様式第9号）
- （2） 収支精算書（様式第10号）
- （3） 出来形図書
- （4） 工事完成後の写真

（検査等）

第14条 知事は、前条の完成届を受理したときは、14日以内に検査を行なうものとする。

2 知事は、検査の結果工事の状況が適当でないとき、手直し工事を命ずるものとする。

3 前条及び第1項の規定は、手直し工事について準用する。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業主体は、前条の検査終了後林地崩壊防止事業補助金交付請求書（様式第11号）を知事に提出して補助金の交付の請求をしなければならない。

2 知事は、前項の書類を受理した場合は、内容を審査し、相当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業主体は、防止事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定の指令書を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに林地崩壊防止事業実績報告書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（帳簿及び台帳の備付け）

第17条 補助事業主体は、防止事業で設置した施設の内容を明らかにした林地崩壊防止事業台帳（様式第13号）を備えなければならない。

2 補助事業主体は、防止事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該防止事業が完了し、又は廃止された年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（書類の部数及び経由）

第18条 この要綱により、知事に提出する書類は、2部とし、所轄の地方局長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。
- 2 廃止前の愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程（昭和46年9月10日告示第794号）による帳簿及び台帳等の保存については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係） 林地崩壊防止事業計画書
 年発生林地崩壊防止事業計画書

番号（ ）

流域名	箇所				計画工事費 (営繕費及び工事 雑費を除く。)	決定工事費 (営繕費及び工事 雑費を除く。)			
					千円	千円			
保全対象	人家戸数	世帯数	公共建物	従業員10人以上の 工場等	その他	摘要			
工種	計 画				決 定				摘 要
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
			円	円			円	円	

- 注 1 番号は、記入しないこと。
 2 決定工事費及び決定の欄は、空欄とすること。
 3 保全対象のその他の欄は、神社、寺院等を記入すること。
 4 保全対象の摘要欄は、公共建物の種類別に棟数、床面積等を記入すること。
 5 工種は、本工事費及び附帯工事費の別に小計をとり、機械器具費、測量設計費及び補償費をそれぞれ計上し、最後に工事費計をとること。

様式第2号（第6条関係） 土地使用承諾書
土 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

市町長 様

土地所有者（又は権利者）
住 所
氏 名 ㊦

次のとおり林地崩壊防止事業（以下「事業」という。）の施行のために土地を使用されることを承諾します。

1 土 地

地 籍					使用見込 面 積 h a	土地所有者又は 権 利 者 名	摘 要
市町	大字	字	地番	地目			

- 2 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、事業の実施の都合によつて延長されても異議ありません。
- 3 事業の施行については、でき得る限り協力し、妨げとなるような行為は、いたしません。
- 4 事業の施行上必要な土地の形質の変更、地上物の伐採、焼棄、採取又は使用については、異議ありません。
- 5 事業の施行により工作物を設置されることに異議ありません。
- 6 事業の施行後市町長が行う維持管理行為を妨げません。

注 土地所有者又は権利者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第3号（第8条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書
年度（ 年災） 林地崩壊防止事業補助金交付申請書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度において、林地崩壊防止事業を実施したいから、補助金_____円

を交付されたく、次の関係書類を添えて申請します。

- 1 事業実施計画書（様式第4号）
- 2 収支予算書（様式第5号）
- 3 実施設計書

様式第4号（第8条、様式第3号、様式第6号関係） 事業実施計画書
 様式第4号（その1）

事業実施計画書

市町名

番号	施行箇所		面積	施行方法	工期	工種概要	備考
	大字	字					
			h a	直 営 請 負	~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		

様式第5号（第8条、様式第3号、様式第6号関係） 収支予算書
 収 支 予 算 書

市町名

科 目	予 算 額	内 訳			備 考
		区 別	金 額	率	
歳 入	円	県補助金	円	工事費（管繕費及び工事雑費を除く。）の10分の7.5以内	
		市町負担金		工事費（管繕費及び工事雑費を除く。）の10分の2.5以上	
歳 出		本工事費等			
		機械器具費			
議 決	年 月 日 議会において				
年 月 日	可決（可決見込み）				

注1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 備考欄は、市町負担金の内訳を記入すること。

様式第6号（第10条関係） 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申請書
年度（ 年災） 林地崩壊防止事業実施計画変更承認申請書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定通知のあつた

年度第 号林地崩壊防止事業の実施について、次の理由により、事業の内容及

び経費の配分を変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

変更の理由

添付書類

- 1 変更設計書
- 2 事業実施計画書（様式第4号）
- 3 収支予算書（様式第5号）

注 添付書類は、計画変更の前後が比較対象できるよう変更前を上段に朱書し、変更後
を下段に黒書すること。

様式第7号（第11条関係） 工事着工届
工 事 着 工 届

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

次のとおり着工しました。

工事番号及び事業名	年度第 号林地崩壊防止事業
施 行 箇 所	市 町 大字 地内 郡
施 行 方 法	直 営 請 負
請負業者住所氏名	
工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）	円
着 工 年 月 日	

添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 入札執行表の写し
- 3 工事工程表の写し
- 4 着工前の全体写真

様式第8号（第13条、第14条関係） 完成届
完 成 届

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年 月 日付け愛媛県指令 第 号による 年度第 号林地
崩壊防止事業は、 年 月 日完成しました。

添付書類

- 1 完成調書（様式第9号）
- 2 収支精算書（様式第10号）
- 3 出来形図書
- 4 工事完成後の写真

様式第9号（第13条、様式第8号関係） 完成調書
 完 成 調 書

市町名

工事番号及び事業名	年度第 号林地崩壊防止事業
施 行 箇 所	市 町 大字 地内 郡
完 成 工 事 の 内 容	別紙のとおり
施 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日
施 行 方 法	直 営 請 負
請 負 業 者 住 所 氏 名	
工事費（管轄費及び工事 雑費を除く。）	円

収 支 精 算 書

1 収 入

市町名

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円 ()	円	円	
市 町 負 担 金		()			
内 分 担 金		()			
訳 寄 附 金		()			
計		()			

2 支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
本 工 事 費 等	円	円 ()	円	円	
機 械 器 具 費		()			
計		()			

注1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、括弧書きで再掲すること。

様式第11号（第15条関係） 林地崩壊防止事業補助金交付請求書
林地崩壊防止事業補助金交付請求書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

¥ _____

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定のあつた年度

第 号林地崩壊防止事業の補助金を上記のとおり請求します。

年度（ 年災）林地崩壊防止事業実績報告書

第 号

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金の交付決定を受けた林

地崩壊防止事業の実績は、次のとおりです。

- 1 事業実績書（様式第12号（その2））
- 2 経費配分表（様式第12号（その3））
- 3 収支精算書（様式第12号（その4））

様式第12号 (その2)

事業実績書

市町名

番 号	施 行 箇 所		面 積	施 行 方 法	工 期	工 種 概 要	備 考
	大 字	字					
			h a	直 営 請 負	~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		
					~		

様式第12号 (その4)

収 支 精 算 書

市町名

1 収 入

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	() 円	円	円	
市 町 負 担 金		()			
内 訳	分 担 金	()			
	寄 附 金	()			
計		()			

2 支 出

科 目	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
本 工 事 費 等	円	() 円	円	円	
機 械 器 具 費		()			
計		()			

注1 本工事費等の欄は、本工事費、附帯工事費、測量設計費及び補償費の合計を記入すること。

2 収入及び支出のうち、未収入金及び未支払金については、括弧書きで再掲すること。

様式第13号（第17条関係） 林地崩壊防止事業台帳

林地崩壊防止事業台帳				索引番号	
災害発生年	年	工事番号		施行年度	年度
施業地	流域名	川流域 川			
	施行箇所	愛媛県 市 町 大字 字 番地外 筆 郡			
	森林所有者		保安林種 編入年月日	年 月 日	
施業面積	h a		竣工額	円	
現場監督員	職	氏名	検査人	職	氏名
			請負人		
請負関係	契年	年号年月日 ・ ・ ・	円	工事着手日 年 月 日	
	約	・ ・ ・	円	工事竣工日 年 月 日	
	(変更)	・ ・ ・	円	竣工検査日 年 月 日	
	日	・ ・ ・	円	備考	

工 種	数 量	単 位	単 価	金 額	構 造